



住民異動などの届け出は忘れずに

就職や転勤など住民異動の多い時期です。住所などを異動したときは、住民異動の手続きと併せて、国民健康保険(国保)や年金などの手続きも必要です。

受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

手続きの方法 本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、保険証など)を持参し、市民課、または各支所地域振興課へ

※同一世帯以外の方が代理人として届け出をする場合は、委任状と印鑑が必要です。



異動の種類	届け出に必要な物
市外への転出	印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人
市外からの転入 ※転入した日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 転出証明書……………前住所地の市区町村で発行 (県内からの転入)後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 (県外からの転入)後期高齢者医療負担区分等証明書……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険受給資格証明書……………要介護の認定を受けている人 年金証書……………年金を受給している人 住基カード……………前住所地で住基カードの交付を受けている人 在留カード(旧外国人登録証)または特別永住者証明書……………外国人住民
市内での転居 ※転居した日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人 年金証書……………年金を受給している人 住基カード……………住基カードの交付を受けている人 在留カード(旧外国人登録証)または特別永住者証明書……………外国人住民
世帯主の変更 ※変更があった日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入世帯

※住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書などは、自動交付機(市役所本庁北側出入り口)や保健福祉課(サン・シープラザ3階)でも発行しています。なお、自動交付機を利用するには、暗証番号を登録した市民カードが必要です。

市民課(市役所本庁1階) ☎0848・67・6047、本郷支所地域振興課 ☎0848・86・1111、久井支所地域振興課 ☎0847・32・7111、大和支所地域振興課 ☎0847・33・0222

引っ越しが決まったら水道部へ届け出を

異動の種類	届け出る内容
市内での転居 市外への転出	お客様番号、現住所、名前、引っ越しする日、引っ越し先の住所、電話番号 ※市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。希望する人は、手続きの際に申し出てください。
市外からの転入	新住所、名前、電話番号、使用を開始する日

水道部管理課
☎0848・64・2243

使用水量・料金等のお知らせ

お客様番号 0123-045678-01

設置場所 方書 用遠 口径 米ター番号

お客様番号

契約者名 スイドウ タロウ

検計日 月 日

今回指針 m³

前回指針(一) m³

旧メーター水量(十) m³

今回ご使用水量 m³

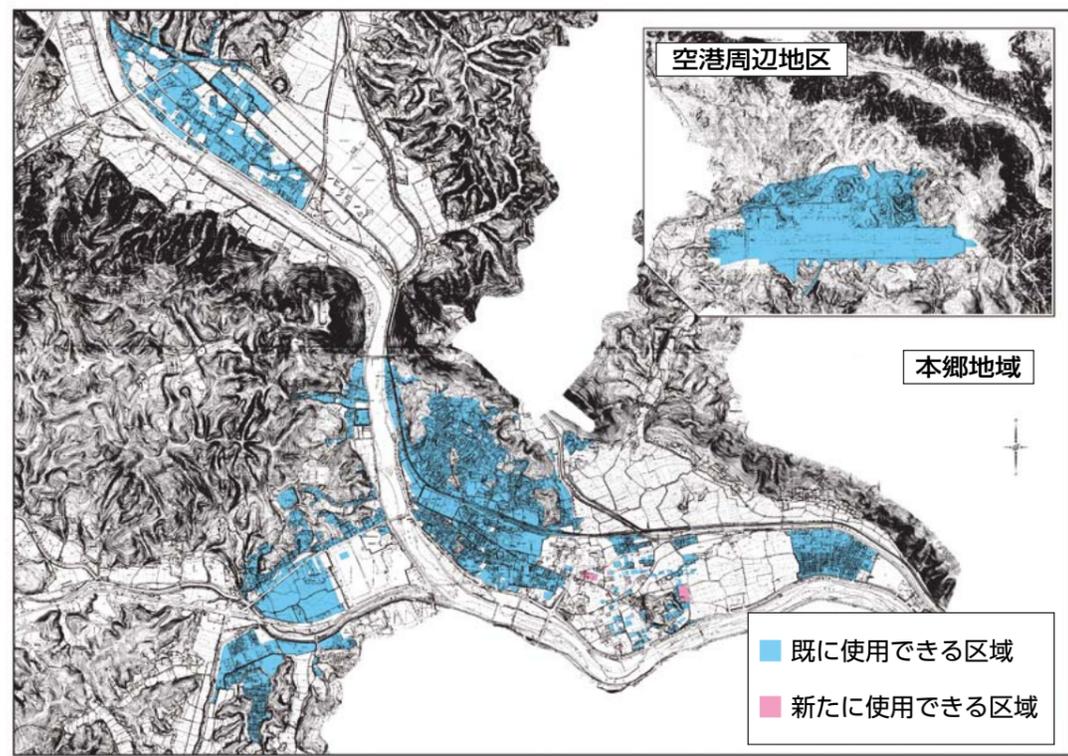
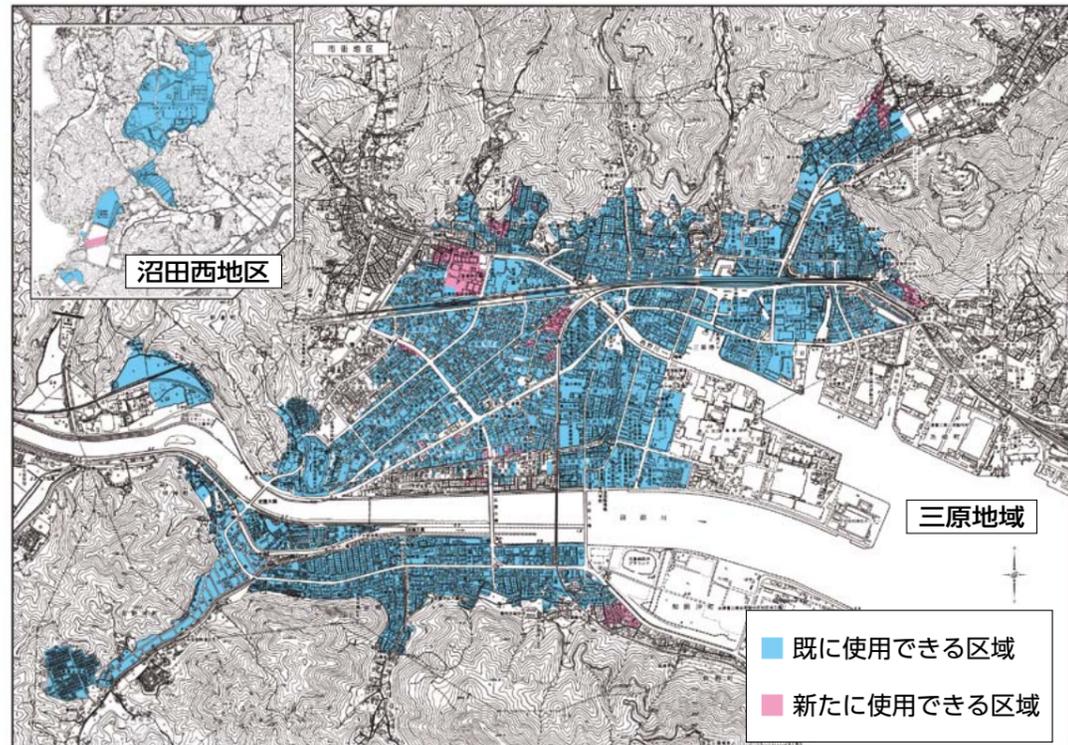
前年同期水量 m³

予定水道料金・予定下水道使用料

請求月 年 月 年 月

引っ越しが決まったら、早めに水道部に連絡してください。
連絡がないと、使用していても基本料金がかかります。
※水道部ホームページからも手続きができます。

公共下水道を利用できる区域が広がります ~区域内の人は接続しましょう~



下水道管理課 ☎0848・67・6049

今月31日(月)から、図の■の区域で新たに公共下水道が使用できるようになります。使用可能区域の中で、公共下水道に接続している世帯は、1月現在で約80%です。公共下水道に接続すると、悪臭や害虫の発生が防げ、衛生的で快適な生活ができるだけでなく、地域の生活環境の向上、川や海の水質保全にもつながります。まだ接続していない人は、速やかに接続しましょう。

●新たに使用可能となる区域(約28ヘクタール、524世帯、1,132人)
中之町一丁目、東町三丁目、皆美一〜六丁目、宮浦一・三・五丁目、西宮一丁目、和田二丁目、沼田西町惣定、本郷南三・四・六丁目のそれぞれ一部地域

4月からし尿・浄化槽汚泥の収集運搬手数料を改定します

消費税率の引き上げに加え、全市域のし尿と浄化槽汚泥の処理を汚泥再生処理センター「みずき」で実施することに伴い経過措置を終了し、4月から収集運搬手数料を改定します。

【三原・本郷地域】
従量制 13円4銭/ℓ ↓ 13円40銭/ℓ
人頭制
・基本料(1回につき) 440円 ↓ 455円
・人頭割(1人につき) 440円 ↓ 455円

【久井地域】
従量制 160円 + 210円 / 18ℓ ↓ 20円25銭/ℓ
【大和地域】
従量制 19円72銭/ℓ ↓ 23円68銭/ℓ
※久井・大和地域の人頭制については問い合わせ先へご確認ください。

問い合わせ先 環境管理課 汚泥再生処理センター ☎0848・660405

4月から市営駐車場の使用料が変わります

公共施設を利用する場合、円一町駐車場が2時間無料に
無料対象の施設で駐車券に確認印を受け、「割引認証機」設置施設で処理すると、2時間までの使用料が無料になります。

※認証機は設置施設の開庁時間内に使用できます。

無料対象の施設
※(★)は「割引認証機」設置施設。
市役所本庁(★)
円一町庁舎(★)
中央図書館(★)
中央公民館(★)
リージョンプラザ(★)
南小学校(★)
円一保育所(★)
歴史民俗資料館
武道館
消防署

※円一町駐車場に認証機は設置してないので注意してください。
市営駐車場の使用料を変更します
円一町駐車場
専用利用(1カ月)
・全日券 8,100円 ↓ 8,400円
・半日券 5,400円 ↓ 5,600円
一般利用
1日(24時間)最大 800円
帝人通り駐車場
専用利用(1カ月)
・全日券 8,100円 ↓ 8,400円

都市計画課 ☎0848・67・6113

浄化槽法定検査を必ず受けましょう

浄化槽の機能を適正に保つため、浄化槽を管理(設置)している人は、浄化槽法により次のことが義務づけられています。

- ・保守点検(県の登録を受けた業者による)
- ・清掃(市の許可を受けた業者による)
- ・法定検査(県が指定した機関による)

平成26年度はすべての浄化槽がガイドライン検査の対象です
平成26年度は10人槽以下の浄化槽も、5年に1度のガイドライン検査が必要となります。より詳しい検査が行われるため、合併処理浄化槽の検査料金が通常と異なります。

生活環境課 ☎0848・67・6168

■10人槽以下の浄化槽の検査料金(平成26年度)

浄化槽の種類	設置後の水質検査【7条検査】	年1回の定期検査【11条検査】	
		効率化検査	ガイドライン検査
合併処理浄化槽	11,000円	5,000円	7,000円
単独処理浄化槽	-	5,000円	5,000円

※合併処理浄化槽：し尿と台所などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽。
※単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽。

国際交流講演会を開催します



▲ダニエル・カールさん

米国出身で山形弁を話すタレントとして活躍中のダニエル・カールさんが、国際交流や多文化共生のまちづくりについて語ります。

とき 21日(金・祝)14時~15時30分
ところ リージョンプラザ 文化ホール
演題 国際交流って、何なんだべ？
講師 ダニエル・カールさん
定員 400人(先着順)
※希望者は直接会場へ。
問い合わせ先 国際化推進協議会(政
策企画課内) ☎0848・67・6011



大賞・全日本写真連盟賞

「三原行き始発フェリー」 平方和夫(世羅町)
 撮影日 平成25年11月
 撮影場所 筆影山(須波町)



金賞 「さざなみの夜明け」 松浦 定(広島市)

銀賞

「黎明」
 新潟康生(竹原市)



銀賞

「ジュンサイ収穫の頃」
 福岡輝治(福山市)



銀賞

「梅の園」
 谷岡隆(呉市)



さざなみ賞

「2013年瀬戸」
 磯崎光(広島市)



観光写真コンテストの入賞者が決定

先月13日、第6回観光写真コンテストの公開審査が行われ、入賞者が決定しました。今年のコンテストには、三原の四季と瀬戸内の多島美のテーマのもと、県内外から251人、合計1,088点の応募がありました。

審査の結果、幻想的な瀬戸内海の景色や色鮮やかな紅葉など、三原の魅力を取めた力作の中から、64点の入賞作品が選ばれました。

入賞者は次のとおりです。(敬称略)

入賞作品の展示

入場料無料

と き 12日(水)~23日(日)10時~18時
 と ころ 市民ギャラリー(ペアシティ三原西館2階)

文化観光課

☎0848・67・6015

銅賞 神原正臣(沼田東町)、岡田宗生(福山市)、西垣正明(尾道市)、中山一(久井町下津)、後川正俊(福山市)

入選 片岡佳子(糸崎六丁目)、那賀悟(東町三丁目)、土岸美代子(和田一丁目)、尾藤賢治(久井町江木)、山口隆之(西宮二丁目)、西原良典(館町二丁目)ほか14人

佳作 中原五三(中之町三丁目)、丸山恒博(宮沖五丁目)、則清隆文(宗郷二丁目)、井原昭彦(宗郷二丁目)、親本俊弥(新倉一丁目)、藤原敏明(中之町二丁目)ほか24人

特別賞・みはら新魅力発見賞 藤田学(尾道市)、中山芳己(本郷町上北方)、新田滋郎(尾道市)

表1

こんなとき		届け出に必要な物
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑、他市区町村の転出証明書
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険をやめた証明書
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、生活保護廃止通知書
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場などの健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の保険証(職場の保険証が未交付のときは加入した証明書)
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証、通帳、喪主が分かる書類
	被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、生活保護決定通知書
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証
その他	転居したとき	印鑑、保険証
	世帯主が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	子どもが修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書など
	保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき	印鑑、使えなくなった保険証

※保険証は、運転免許証など官公庁が発行した写真付き証明書で本人と確認できる場合にのみ、窓口で交付します。それ以外は郵送します。

国保だより



加入者みんなで健康を支え合う国民健康保険

国民健康保険国保は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病气やけがをしたとき、安心して医療を受けるための医療保険制度です。

加入・脱退の手続きは早めに

国保への加入・脱退などの手続きは、

世帯主または同じ世帯の世帯員による届け出が必要です。

表1に当てはまるときは、14日以内

に市民課(市役所本庁1階)、または各支所地域振興課で手続きをしてください。

ジェネリック医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック(後発)医薬品に切り替えた場合に、自己負担の削減額が大きい人へ通知をしています。

●9月分の削減効果

切り替えた人数 3,135人
 削減された金額 604万4,477円

